

すみちゃんの家・居宅介護支援事業所

重要事項説明書・別紙

1. 居宅介護支援の利用料金

利用料金は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、内訳は下記に定める通りとします。

【居宅介護支援費】（1月につき）

1) 居宅介護支援（Ⅰ） 取扱件数が40件以下

（1）要介護1・2	（ 1,042 単位 ）	10,420 円
（2）要介護3・4・5	（ 1,353 単位 ）	13,530 円

2) 居宅介護支援（Ⅱ） 取扱件40以上60未満の場合

（1）要介護1・2	（ 521 単位 ）	5,210 円
（2）要介護3・4・5	（ 677 単位 ）	6,770 円

3) 居宅介護支援（Ⅲ） 取扱件40以上60未満の場合

（1）要介護1・2	（ 313 単位 ）	3,130 円
（2）要介護3・4・5	（ 406 単位 ）	4,060 円

【加算】

1) 初回加算 （ 300 単位 ） 3,000 円

- （1）新規に居宅サービス計画を作成する場合
- （2）要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- （3）要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

2) （1）入院時情報連携加算Ⅰ （ 200 単位） 2,000 円

介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（1月につき）

（2）入院時情報連携加算Ⅱ （ 100 単位） 1,000 円

介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（1月につき）

3) 退院・退所加算

（1）退院・退所加算 （ 300 単位） 3,000 円

退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

(入院又は入所期間中 3 回を限度)

4) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

(300 単位) 3,000 円

小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合

5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

(300 単位) 3,000 円

看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合

6) 緊急時等居宅カンファレンス加算

(200 単位) 2,000 円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1 月に 2 回を限度に)

7) 特定事業所加算 (Ⅰ) (500 単位) 5,000 円

特定事業所加算 (Ⅱ) (400 単位) 4,000 円

特定事業所加算 (Ⅲ) (300 単位) 3,000 円

質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1 月につき)

【減算】

1) 特定非営利活動法人事業所集中減算 (200 単位) 2,000 円

正当な理由無く、当事業所において前 6 ヶ月に作成されたケアプランに位置付けられた居宅サービスのうち訪問介護、通所介護または福祉用具貸与それぞれについて、特定の事業所の割合が 80%以上である。

2) 運営基準減算

(1) 当事業所が運営基準減算 (居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算) に該当する場合は、居宅介護支援費の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以

上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

- (2) 居宅介護支援事業所サービス計画の新規作成およびその変更にあたって、以下の項目に該当する場合減算される
- ① 事業所の介護支援専門員が、利用者の自宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
 - ② 当事業所の介護支援専門員が、サービス担当者介護の開催等を行っていない場合（やむを得ない場合を除く）
 - ③ 当事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合
- (2) 当事業所の介護支援専門員が、以下に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない場合には減算される
- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ② 介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ③ 介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (3) 居宅介護支援事業所サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下、モニタリングとする）にあたっては、以下の場合に減算される
- ① 当事業所の介護支援専門員が1月に利用者の自宅を訪問し利用者に面接していない場合で、特段の事情のない場合
 - ② 当事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合